

令和6年9月

メディアビル機械式立体駐車場契約者 各位

那覇新都心株式会社

メディアビル機械式立体駐車場の台風時の使用中止等について

1. 使用中止について

駐車場使用契約書第11条(1)(裏面：駐車場利用契約書をご参照ください。)に基づき、沖縄県本島中南部に暴風警報が発令されたときは、原則として駐車場の使用を中止いたします（出庫、入庫ともできません。）。

警報の発令状況については、気象庁の発表、テレビやラジオ、インターネットなどの台風情報をご確認下さい。

なお、使用再開は、暴風警報解除後、担当者により、安全確認を行った後となります。特に、安全確認は夜明けを待って行うこともあるとともに、停電の有無等により、再開時間は暴風警報解除後、相当時間を要することがあります
がご容赦ください。

当ビルホームページ「入居者の皆さまへ」の「お知らせ（New）」にて「機械式立体駐車場の使用中止」に係る情報提供（「使用中止予定時刻」、「使用再開予定時刻」等）を行う予定ですのでご活用ください。

2. 強風時の使用上の注意

- ・ 駐車場車庫内に飛来物が入り込まないように車庫扉の閉め忘れがないよう十分ご注意下さい。
- ・ 車両ドアの開閉につきましては、突風等に十分ご注意のうえ、安全に開閉下さい。

以上

本件に関するお問い合わせは、下記担当へご連絡下さい。

那覇新都心株式会社

担当 成尾、上里

電話 098-869-2551

E-mail nsmb@nahashintoshin.co.jp

《参照》

駐車場使用契約書〔立体駐車場〕(抜粋)

第11条(駐車場の保全等)

甲は次の各号の一に該当する場合において、本駐車場の全部又は一部について、駐車場の閉鎖、車路の通行止め、使用中止又は駐車車両の退避の要求を行うことができる。

- (1)台風、地震などの天災地変により災害、火災、浸水、爆発等施設又は器物の損害、その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合。
 - (2)使用の継続が管理・保安上適当でない場合。
 - (3)修繕などの工事又は定期点検中や故障の場合。
 - (4)その他、管理上緊急の措置をとる必要がある場合。
2. 乙は本駐車場設備の故障により車両が入出庫できない際は、甲及び駐車場管理者へ連絡をするものとする。

第12条(甲の免責事項)

甲は直接又は間接を問わず、次の各号の一に該当する事由によって生じた車両の滅失、毀損、汚損、出場遅延等その他の損害又は使用者の死傷その他の損害については、賠償しないものとする。

- (1)天災地変その他の不可抗力によって生じた浸水等その他の事故。
- (2)政治的又は社会的な騒じょう、強盗、窃盗、器物損壊等その他の犯罪によるもの。
- (3)車両、その積載物又は取付物の管理不十分から生じる事故。
- (4)その他、衝突、接触等駐車場内で発生する事故等。
- (5)前条により本駐車場の使用ができなかったことに起因する損害。